

平成28年度 設備貸与のご案内

公益財団法人三重県産業支援センターでは、県内の小規模企業者等の創業又は経営の革新に必要な設備の導入を支援するため、設備貸与（割賦販売・リース）を行っています。

（土地・建物等を除く）

※設備貸与…小規模企業者等に代わって当財団がメーカーやディーラーから機械設備を購入し、その設備を貸与（有利子）するもので、貸与の形式は割賦販売方式とリース方式があります。

※この制度は、金融機関や信用保証協会の借入枠とは別枠でご利用いただけます。

対象者

次に掲げる要件を備えていることが必要です。

- 1 次の小規模企業者等であること
 - (1) 小規模企業者
従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者
 - (2) 小規模企業者以外の中小企業者
従業員21人から（商業・サービス業は6人から）50人以下の事業者であり、次の項目すべてに該当する場合、資金枠の5割の範囲内で受付けます。ただし、小規模企業者を優先します。
 - (ア) 金融機関からの借入金残高の合計が4億2千万円以下であること
 - (イ) 直近3年間の経常利益の平均が3,500万円以下であること
 - (ウ) 大企業から発行済株式総数又は出資総額の1/3以上の出資を受けていないこと
 - (3) 創業者（上記(1)又は(2)となることが見込まれる者に限る）
 - (ア) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開業する具体的な計画を有するもの
 - (イ) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- 2 三重県内に工場もしくは事業所を有している、又は有すると見込まれること
- 3 引き続き1年以上事業を営み、青色申告を行い、経営内容が決算書等により把握できること（創業者は除く）白色申告の個人の場合は今後青色申告を行うこと
- 4 県税、市町の税等を滞納していないこと
- 5 次の業種でないもの
 - (1) 農業、林業、水産業等第一次産業に該当する業種
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業に該当する業種

- (3) 公序良俗の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種
- (4) 三重県が適当でないと認める業種
- 6 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」の別表に該当しないこと

対象設備

- 1 対象者により次のとおり区分された設備であること
 - (1) 小規模企業者等（創業者を除く）

その企業が経営の革新を図るために新たに導入する設備であって、その事業計画において、当該設備を導入することにより、付加価値額の向上と経常利益の向上の両方について、目標とする数値が以下の基準に該当すると見込まれること。

付加価値額（「営業利益」「人件費」「減価償却費」の合計額）又は、従業員一人当たりの付加価値額の伸び率が、3年間で9%以上、4年間で12%以上又は5年間で15%以上となると見込まれること

経常利益（「営業利益」から「営業外費用」を差引いた額）の伸び率が、3年間で3%以上、4年間で4%以上又は5年間で5%以上となると見込まれること
 - (2) 創業者
創業者の事業の用に供する設備であって、その事業を行うために必要であると認められる設備
- 2 次に掲げる要件を備えていること
 - (1) 三重県内に設置し、自己の企業で使用するものであること
 - (2) 新品であること
 - (3) 資産計上できること
 - (4) 法定耐用年数が3年以上であること
 - (5) 設備の設置、検査、引渡しが平成29年3月15日(水)までに完了すること
 - (6) 車両（特殊業務用車両に限る）については、割賦販売のみとする
 - (7) リースの対象については、汎用設備であること
- 3 対象とならないものの例示
 - (1) 割賦販売・リースとも 対象にならないもの
 - (ア) 当財団が貸与を決定する以前に契約済みや設置済みの設備等
 - (イ) 中古設備（展示品、デモンストレーション設備を含む）
 - (ウ) 土地、建物、建物附属設備、構築物
 - (エ) 内装工事、外装工事
 - (オ) 埋込式の空調設備 など
 - (2) リースの 対象にならないもの
 - (ア) 車両、建設機械、オーダーメイド品、特注品 など

設備貸与の条件

1 貸与設備額

(1) 小規模企業者等（創業者を除く）

100 万円以上 1 億円以下（消費税及び地方消費税含む）

(2) 創業者

100 万円以上 5,000 万円以下（消費税及び地方消費税含む）

2 保証人・担保

原則として無保証人・無担保ですが、経営診断・審査会等により必要となる場合があります。担保設定費用は借主の負担となります。

3 公正証書の作成

割賦販売契約又はリース契約に基づいて公正証書を作成します。費用は借主の負担となります。

4 割賦販売・リースの内容

(1) 割賦販売

支払いが終了するまでは設備の所有権が当財団に留保され、支払終了後に所有権を移転する割賦販売です。

〔割賦損料率（年利）〕 料率は毎年度見直しを行います。

区分	割賦損料率	要件
料率Ⅰ	1.00 %	直近決算の自己資本比率が30%以上、かつ、直近決算2期の両方が経常利益の場合
料率Ⅱ (標準料率)	1.25 %	直近決算の内容が料率Ⅰ、Ⅲのどちらにも該当しない場合 又は、創業者の場合
料率Ⅲ	1.50 %	直近決算の自己資本比率が0%以下、かつ、直近決算2期中1期以上が経常損失の場合 又は、白色申告の個人の場合

※経営革新計画（注1）の承認又は三重県版経営向上計画（注2）ステップ3の認定を受けており、その計画に従って導入する設備である場合には、1区分上位に変更することがあります。

〔保証金〕 貸与設備額の10%

割賦販売契約と同時に当財団へ納入していただきます。なお、保証金は無利息とし、完済後の返還又は最終回の賦払割賦料から順次充当のいずれかとします。

〔割賦期間〕 10年以内（原則として設備の法定耐用年数の期間）

〔支払方法〕 元金1年据え置き半年賦 約束手形の一括振出による

〔損害保険〕 貸与設備に係る債務が完済するまで貸与設備に損害保険を付し、当財団に質入れしていただきます。保険料は借主の負担となります。

〔固定資産税〕 貸与設備に係る固定資産税は、借主が申告及び税負担していただきます。

(2) リース

所有権移転外ファイナンスリースです。所有権は当財団にあります。

[月額リース料率] (各料率の要件は割賦販売と同じ)

リース期間	月額リース料率		
	料率Ⅰ	料率Ⅱ (標準料率)	料率Ⅲ
3年	2.917 %	2.930 %	2.943 %
4年	2.222 %	2.235 %	2.248 %
5年	1.799 %	1.812 %	1.824 %
6年	1.524 %	1.536 %	1.548 %
7年	1.325 %	1.337 %	1.348 %
8年	1.172 %	1.184 %	1.196 %
9年	1.057 %	1.068 %	1.080 %
10年	0.964 %	0.975 %	0.987 %

料率は毎年度見直しを行います。

・月額リース料 = 設備の合計額 (消費税等含む) × 月額リース料率

※経営革新計画 (注1) の承認又は三重県版経営向上計画 (注2) ステップ3の認定を受けており、その計画に従って導入する設備である場合には、1区分上位に変更することがあります。

[リース期間]

設備の法定耐用年数	リース期間	設備の法定耐用年数	リース期間
3年	3～5年	10年	6～7年
4年	3～6年	11年	6～7年
5年	3～7年	12年	7年
6年	4～7年	13年	7年
7年	4～7年	14年	8年
8年	5～7年	15年	9年
9年	6～7年	17年	10年

[支払方法] 月賦 約束手形の一括振出による

[損害保険] リース期間中、当財団が設備に火災保険を付保します。

[固定資産税] 当財団が申告及び税負担します。

[中途解約] リース契約期間中は、中途解約できません。

[再リース] リース契約期間満了後は、原則として設備を引き揚げますが、借主の申し出により再リース (1年間) をすることができます。

(3) 支払いの具体例

[割賦販売]

設備価格 1,000 万円（消費税等含む）、割賦損料率 1.25%、期間 7 年の割賦販売契約を締結した場合（単位：円）

	保証金	元金 (A)	割賦損料 (B)	賦払割賦料 (A + B)
契約時	1,000,000	0	0	0
設備引渡時（起算日）		0	0	0
1 回目（半年後）		0	62,500	62,500
2 回目（1 年後）		0	62,500	62,500
3 回目（1 年半後）		837,000	62,500	899,500
4 回目（2 年後）		833,000	57,268	890,268
5 回目（2 年半後）		833,000	52,062	885,062
6 回目（3 年後）		833,000	46,856	879,856
7 回目（3 年半後）		833,000	41,650	874,650
8 回目（4 年後）		833,000	36,443	869,443
9 回目（4 年半後）		833,000	31,237	864,237
10 回目（5 年後）		833,000	26,031	859,031
11 回目（5 年半後）		833,000	20,825	853,825
12 回目（6 年後）		833,000	15,618	848,618
13 回目（6 年半後）		833,000	10,412	843,412
14 回目（7 年後）		833,000	5,206	838,206
合計	1,000,000	10,000,000	531,108	10,531,108

[リース]

設備価格 1,000 万円（消費税等含む）、リース料率 1.337%、期間 7 年のリース契約を締結した場合

月額リース料：10,000,000 円×1.337%=133,700 円

年額リース料：133,700 円×12 月＝1,604,400 円

総リース料：133,700 円×84 回＝11,230,800 円

5 償還期間、リース期間の特例

商工会・商工会議所を経由して申込みのあった場合は、耐用年数の期間から 2 年を超えない範囲内で 10 年以内まで延長することができます。ただし、商工会・商工会議所の経営指導員の支援を受けて三重県版経営向上計画（注 2）を策定し、その後も継続して経営指導を受けることを条件とします。

6 その他

- (1) 設備貸与事業は、当財団が定める小規模企業者等設備貸与事業実施要領に基づいて実施しています。同要領を確認し、了解のうえお申込みください。要領は当財団のホームページからご覧いただけます。また、当財団に備え付けておりますのでご希望の方はお申出ください。
- (2) 申込みから貸与決定までの期間は、60日程度かかる場合があります。
- (3) 割賦期間又はリース期間が終了するまでの間、年1回貸与設備利用状況報告書を提出していただきます。なお、当財団職員等による現地調査を行う場合があります。

貸与企業の選定

企業の経営状況、設備の必要性などについて書類審査、現地調査、診断のうえ、審査委員会を経て選定します。なお、選定経過などのお問合せにはお答えできません。

申込みに必要な書類

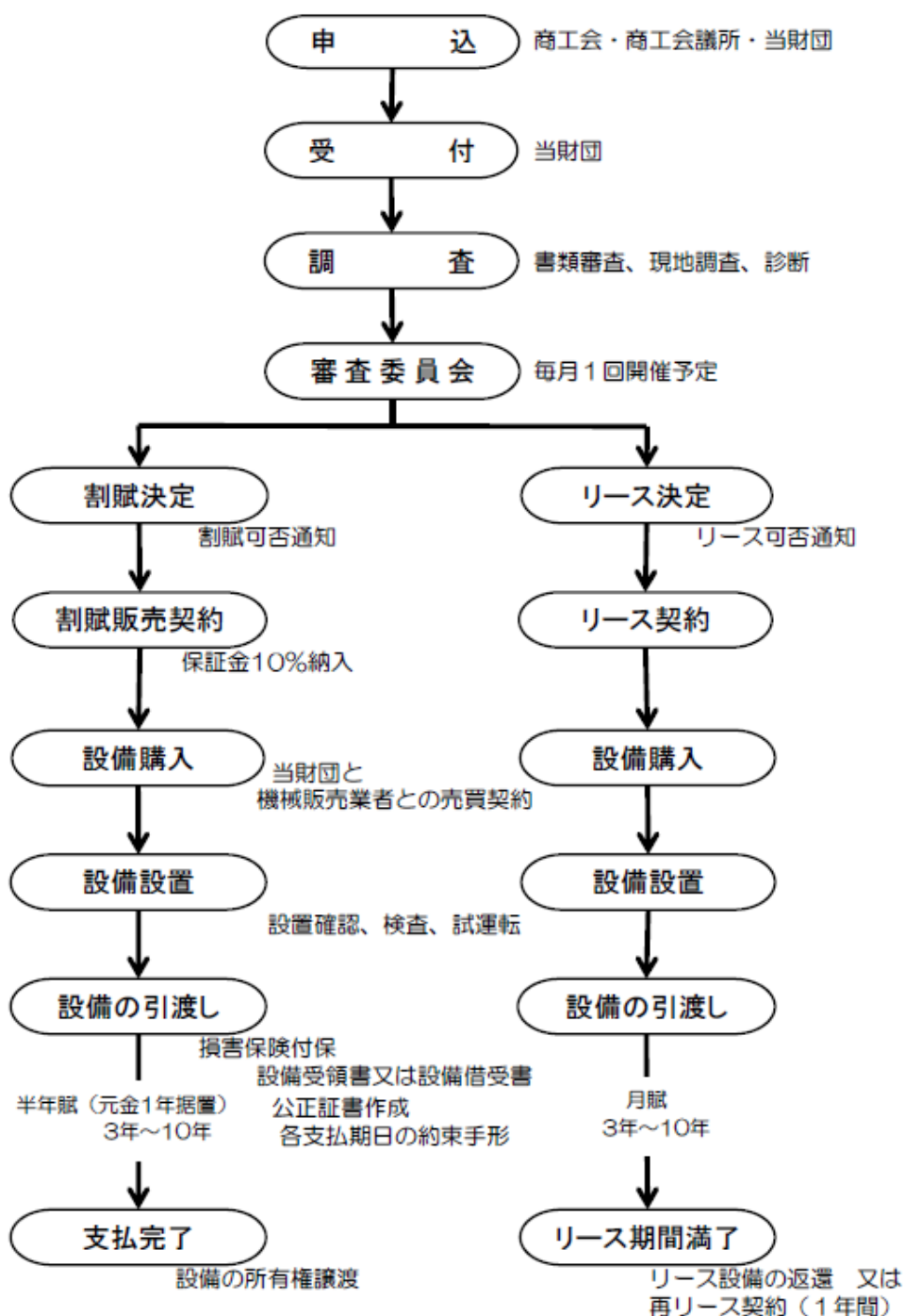
以下の書類を提出していただく必要があります。不足の場合は受付できません。なお、申込みに際して提出いただいた書類は返却いたしません。

- (1) 設備貸与申込書
 - (2) 対象（申込）設備の見積書（原則として2社以上）
 - (3) 対象設備のカタログ又は設計図、仕様書
 - (4) 国税の納税証明書
（未納の税額がないことの証明、法人：その3の3、個人：その3の2）
 - (5) 県税の納税証明書（滞納していない証明）
 - (6) 市・町税の納税証明書（滞納していない証明）
 - (7) 金融機関等からの借入金返済明細書の写し
 - (8) 直近2期分（小規模企業者以外の中小企業者は3期分）の決算書（創業者は除く）
（確定申告書、勘定科目内訳明細書、固定資産減価償却内訳明細書含む）
 - (9) 許可、認可、免許等を要する業種については許可証等の写し
 - (10) 個人事業者の場合は、代表者の固定資産評価証明書及び所得証明書
 - (11) 創業者の場合は、事業計画書等の事業内容を示す書類、市町長の発行する身分証明書
 - (12) 商工会、商工会議所経由の場合は、商工会、商工会議所のあっせん書
 - (13) 機械販売業者の企業案内（パンフレット等）
 - (14) 機械販売業者の個人情報提供に関する同意書
 - (15) その他当財団が必要と認める書類
- ※ (4) (5) (6) (10) の書類は、3か月以内に発行された原本が必要です。
- ※ (13) (14) の書類は、提出を省略することができる場合があります。詳しくはお問合せください。

受付期間・申込窓口

- 1 受付開始 平成28年4月25日（月）から随時受付
(代理申込等は認められません。)
- 2 受付締切 平成29年1月31日（火）17時必着
ただし、資金枠に達したときは期間内であっても受付を締切ります。
※平成29年度の受付は平成29年2月1日（水）から開始予定です。
- 3 申込窓口 県内各商工会、商工会議所及び三重県産業支援センター

設備貸与（割賦販売・リース）のしくみ



注1 経営革新計画について

〔概要〕経営革新計画は、中小企業が取り組む「新たな事業活動」について、「実現性がある数値目標」を具体的に定めた中期的な経営計画を承認する制度です。国や都道府県に計画が承認されると様々な支援策の対象となる他、計画策定をとおして現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できます。

〔根拠法令〕中小企業新事業活動促進法 第9条

〔支援策〕・政府系金融機関による低利融資制度

- ・特許関係料金減免制度
- ・信用保証の特例（別枠保証）
- ・販路開拓コーディネート事業
- ・設備投資減税 等

※別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

注2 三重県版経営向上計画について

〔概要〕三重県版経営向上計画は、三重県内中小企業・小規模企業が発展段階に応じて経営課題の抽出や、中期的な実施計画・資金計画を策定し、県知事が認定する制度です。

<認定区分>

ステップ1：自社の経営課題を解決していこうとする計画

ステップ2：経営課題の解決に向け具体的に取組もうとする計画

ステップ3：経営課題に対する解決策を本格的に実行しようとする計画

〔根拠法令〕三重県中小企業・小規模企業振興条例 第16条

〔支援策〕ステップ2、3

- ・経営の向上に資する専門家派遣（3回まで無料）

ステップ3のみ

- ・三重県中小企業融資制度「みえ経営向上支援資金」の利用
- ・みえ地域コミュニティ応援ファンドの審査における加点 等

※別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

問合せ先 公益財団法人三重県産業支援センター カイゼン・設備支援課
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 891 番地
TEL 059-228-3172 FAX 059-228-3800
URL <http://www.miesc.or.jp>
注1、注2についての問合せ先 経営支援課 TEL059-253-4355